

今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等  
～こども大綱の策定に向けて～（中間整理）（案）（抜粋）

第1 （略）

第2 こども施策に関する基本的な方針

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法、こどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とする。

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに考えていく
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応していく
- (4) 良好な成育環境を確保し、格差や貧困の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視する

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体である。つまり、こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体である。

こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。

こども・若者が、自らの心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を得られるようにし、それらに基づいて将来を自らが選択でき、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言え、述べた意見が反映され、それにより周囲や社会が変わっていく体験を積み上げながら、希望と意欲に応じて将来を切り拓いていけるよう、取り組んでいく。声をあげにくい状況にあるこども・若者に特に留意しつつ、「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しする。

こども・若者が、多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重し合いながら、その多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、固定的な性別役割分担意識や特定の価値観、プレッシャーを押し付けられることなく、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう支えていく。性別にかかわらずそれぞれのこども・若者の可能性を拓けていくことが重要であり、乳幼児期から心身の発達の過程においてジェンダーの視点を取り入れる。

思想・信条、人種、国籍、障害の有無、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって差別的取扱いを受けることがないようにする。

虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利の侵害からこどもを守る。

こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を、こどもや若者、おとなに対して広く周知し、社会全体で共有を図る。

こどもや若者に関わる全ての施策において、こども・若者の視点や権利を主流化する。

## (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに考えていく

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明し、社会に参画することができるようにし、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の段階に応じて尊重する。

こども・若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるためには、意見を持つことができるようになることが前提であり、意見形成への支援を進める。

虐待、いじめ、不登校、障害、非行、経済的困窮などを始めとする困難な状況に置かれたこども・若者や乳幼児を含む低年齢のこども、ヤングケアラー、社会的養護経験者（いわゆるケアリーバー）など、声をあげにくいこども・若者の意見や、言葉だけでなく様々な形で発する思いや願いについて十分な配慮を行う。

こどもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見を述べることができる場や機会を作り、その意見をこども施策に反映させ、どのように反映されたかをフィードバックし、社会全体に広く発信する。これにより、こども施策の質を向上させるとともに、更なる意見の表明・参画に繋がる好循環をつくる。こども・若者と対等な目線に立って、対話しながら、こども・若者とともに社会課題を解決していく。

## (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応していく

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになる。おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでのこどもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こどもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものである。円滑な社会生活を送ることができるようになる時期も個人差がある。

それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援が、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある若者が円滑な社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。こどもが若者となり円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、適切な保健、医療、療育、福祉、教育・保育、子育て支援を切れ目なく提供する。

また、保護者・養育者の「子育て」とは、こどもが乳幼児期の時だけのものではなく、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。子育て当事者を社会全体で切れ目なく支えていくことは、若い世代にとって、子育てに安心感を持つことができ、ひいては、将来の結婚あるいはこどもを産むことや育てることへの希望と見通しを持つことができるようになることにもつながる。

こども・若者や子育て当事者をめぐる課題が深刻化・複合化しており、単一分野の専門性のみでは解決できないとの認識の下、家庭、学校・園、企業、地域などの社会のあらゆる分野の全ての人々が学校・園等の場をプラットフォームとして相互に協力しつつ、関係機関や団体が密接にネットワークを形成し協働しながら、一体となって、こども・若者や子育て当事者を支える。

#### (4) 良好な成育環境を確保し、格差や貧困の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を土台として、こども・若者の良好な成育環境を保障し、格差や貧困の解消を図り、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安心して安全に過ごせる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を円滑に営むことができるように取り組む。

こども・若者が全国どこにいても必要な支援が受けられる環境を整備するとともに、全てのこども・若者や家庭を対象とした乳幼児期からの切れ目ない予防的な関わりを強化する。困難を抱えるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。ひとり親家庭など貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、貧困の連鎖の防止に取り組む。インクルージョンの観点から、一般施策において、困難を抱えるこども・若者を受け止められる施策を講じる。こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、発達障害などのこどもの要因、保護者の精神疾患などの家庭の要因、虐待などの家庭内の関係性の要因、生活困窮などの環境の要因といった様々な要因が複合的に重なり合っており、いじめ、不登

校、孤独孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、表出している課題への対処だけではなく、保護者への支援を始めとする成育環境や社会的養護への対応も含め、重層的にアプローチする。保護者による虐待や養育困難などの理由により、こどもを家庭において養育することが困難又は適当ではない場合においては、永続的解決（パーマネンシー保障）の考えに基づいて、できる限り家庭と同様の養育環境において安定的、継続的な養育を保障する。

支援が必要なこども・若者や家族ほどSOSを発すること自体が困難であったり、相談支援の情報を知らなかったり、知っていたとしても申請が複雑で難しいといった課題があるほか、SOSを発しても周囲が受け取れていないことがある。支援を必要とするこども・若者や家族が、必要な情報を得られ、必要な支援を受けられるよう、地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携してプッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける。

幼児教育や保育に携わる者、教職員、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の育ちや困難に対する支援、子育ての支援に携わる関係者が喜びや幸せ、充実を感じられるよう、職場環境等の改善に取り組むとともに、多様な人材の確保・養成、資質強化、専門性の向上、メンタルケアなどを充実させる。

(5)・(6) (略)

### 第3 こども施策に関する重要事項

(略)

#### 1 ライフステージに縦断的な重要事項

特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべきものとして、また、全てのライフステージに共通する事項として、以下の施策に取り組む。

##### (1) こども・若者が権利の主体であることの周知徹底

全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利条約の認知度を把握しつつその趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知する。学校教育においてこどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する。

いじめ、児童虐待等を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながらSOSを発信できていないこども・若者にアウトリーチするため、こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進する。

保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなのほか、広く社会に対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知する。

##### (2)・(3) (略)

##### (4) こどもの貧困対策

いわゆる貧困の連鎖によってこどもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならない。こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえながら、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の連鎖を断ち切る必要がある。このことは、まずもって一人一人の豊かな人生を実現することにつながることに加え、貧困の連鎖を断ち切り、我が国の将来を支える人材に成長していくことにより、今後の我が国の成長・発展にもつながるものとも言える。このため、貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進める。

学ぶ意欲と能力のある全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにする。

学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付け、地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが、子ども・若者支援地域協議会等の枠組みを活用して連携し、苦しい状況にある子どもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援、大学生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、高校中退を防止するための支援や高校中退後の継続的なサポートを強化する。

貧困の状況にある子ども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進める。生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

保護者の就労支援では、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進める。仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりを進める。ひとり親家庭はもちろんのこと、ふたり親家庭についても生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく。

子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。

こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、国、地方自治体、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進する。

(5) (略)

(6) 児童虐待防止対策等と社会的養護の推進

(児童虐待防止対策等の更なる強化)

児童虐待は、こどもの心に深い傷を残し、成長した後も様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではない。虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行う。

「虐待は誰にでも起こり得ること」との認識の下、こども家庭センターの設置や訪問家事支援等の家庭支援の推進等により、虐待が起こりこどもが傷つく前に、子育てに困難を抱える家庭をできる限り早期に支援につなげていく虐待予防の取組を強化する。

また、虐待による死亡事例の約半数を0歳児が占め、さらにその多くを月齢0カ月児が占めている現実を踏まえ、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に思い悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組む。

さらに、こどもにとって不安が大きく、ケアの困難度も高いという一時保護の性質を十分に踏まえ、職員配置を始めとする一時保護所の環境改善を進める。

児童相談所が一時保護や措置を行う場合等において、こどもの最善の利益を保障しつつこどもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うため、児童福祉法に基づく児童相談所等による意見聴取を適切に実施するとともに、一時保護開始時の司法審査の円滑な導入を図る。また、こどもの意見表明の支援やこどもの権利擁護に係る環境整備を推進する。

また、措置解除等の際の親子の生活の再開等を支えるため、親子再統合のための支援の実施を推進する。

性被害の被害者等となったこどもからの聴取における関係機関の連携を推進し、こどもの負担軽減等に取り組む。

こうした虐待を受けたこどものケアや要支援・要保護家庭への相談支援などこども家庭福祉分野には、こどもと家庭の双方に対する高い専門性が求められる。このため、新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進に取り組むとともに、児童相談所の体制強化を図るための人材の採用・育成・定着支援等を進める。

#### （社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援）

社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭養育優先原則に基づき、里親やファミリーホームへの関係機関の支援等を通じた社会的養護の受け皿確保・充実、児童養護施設等の環境改善、社会的養護の下にあるこどもの権利保障や支援の質の向上を図る。その際、社会的養護を必要とするこどもの声に耳を傾け、その意見を尊重した改善に取り組む。

施設や里親等の下で育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できず、自立に向けた訓練やサポートの不足、保証人の問題などにより、様々な困難に直面していることを踏まえ、伴走型の支援や、複合的な課題にも対応できる多職種・関係機関の連携による自立支援を進める。社会的養護の経験はないが同様に様々な困難に直面している若者についても支援の対象として位置付けて支援に取り組む。

#### （ヤングケアラーへの支援）

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらずこども本人や家族に自覚がないなどの場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく。家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、世帯全体を支援する視点を持った対策を推進する。

#### （7）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

（略）

(非行防止と自立支援)

こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に走ったこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進する。

学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図る。

少年院や刑事施設における矯正教育や改善指導、児童自立支援施設における生活指導や自立支援、社会復帰に資する就労支援を充実させる。

保護観察の対象となったこども・若者に対する処遇の強化を図るとともに、保護司などとの連携の強化や体制の充実を図る。

社会全体として非行や犯罪に走ったこどもや若者に対する理解を深め、厳しくも温かい目で見守る社会機運の向上を図る。

## 2 ライフステージ別の重要事項

(1) (略)

(2) 学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期である。自らのことを客観的にとらえられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活でいろいろな課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付ける。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要である。

思春期は、身体的、性的、感情的な変化が起こり、親や友達と異なる自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティーを形成していく時期である。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・異性との関係などに悩んだりする繊細な時期でもある。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないことがないよう支えていくことが望まれる。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組む。

(略)

(居場所づくり)

全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要である。もとより



こども・若者の「居場所」とは、こども・若者が過ごす場所・時間、人との関係性全てが「居場所」になりえるものであるが、その場を居場所と感ずるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進する。その際、新たにこどもの居場所をつくっていくことに加え、すでにこどもの居場所となっている児童館、こども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こどもにとってよりよい居場所となるよう取り組む。こうした点を含め、誰一人取り残さず、こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」に基づき、こども・若者の居場所づくりを推進する。

(略)

### 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にある。また、若い世代は、こどもを授かるまで乳幼児と触れ合う経験が乏しいままに、親になることが増えている。

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要である。

子育て当事者が、こどもを産み、育てることを経済的理由であきらめることなく、身近な場所でサポートを受けながらこどもを育てることができ、どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持つことができ、こどもを育てながら人生の幅を狭めずに夢を追いかけられるよう、多子世帯やひとり親世帯に配慮しつつ、取組を進めていく必要がある。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組む。

(1) (略)

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で保護者の子育てが支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進する。子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、相談や情報提供を行う。体罰によらない子育てに関する啓発を進める。

(後略)

(3)・(4) (略)

## 第4 こども施策を推進するために必要な事項

### 1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法においては、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動にする機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられている。すなわち、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方自治体に義務付けられている。

また、こどもの権利条約は、児童の意見を表明する権利（以下「意見表明権」という。）を定めており、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明し、その意見は年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるとしている。その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者を「ともに社会をつくるパートナー」として認識し、安心して意見を述べるができる場や機会を作るとともに、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要である。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映を形だけに終わらせず、様々な工夫を積み重ねながら、実効あるものとしていく必要がある。

こどもや若者と対話し、その意見を施策に反映させ、どのように施策に反映されたかをフィードバックし、社会全体に広く発信することにより、施策の質を向上させるとともに、こどもや若者の更なる意見表明に繋がるような好循環を創出しなければならない。また、こどもや若者の主体的な社会参画を社会全体で後押しすることが必要である。その際、こども・若者と対等な目線でその意見を真摯に聴いて尊重するおとなの姿勢が重要である。

国や地方自治体が様々な機会を捉えてこどもや若者の社会参画と意見反映の促進に取り組み、そのことを社会全体に広く発信することにより、家庭や学校などこどもや若者に関わる様々な場所においてもこどもや若者の意見を聴く取組が進み、こどもや若者の社会参画や意見反映の意義や重要性等について社会全体に浸透することが期待される。

幼い頃から積み重ねられた主体的な自己決定あるいは意見表明の経験は、青年期から成

人期に至る若者の意見表明や主体的な社会参画につながっていくという視点を持つことが重要である。乳幼児期からおとなになるまでの全ての発達の段階の中で、こどもや若者の社会参画と意見表明を促していくことが肝要である。

これらを踏まえ、こども基本法が掲げる基本理念及び上記「第2 基本的な方針」の下で、以下の施策に取り組む。

(1)～(3) (略)

(4) 多様な声を施策に反映させる工夫

虐待、いじめ、不登校、障害、非行、経済的困窮などを始め、困難な状況に置かれたこども・若者や乳幼児を含む低年齢のこども、ヤングケアラー、社会的養護経験者など、公募などの方法では声をあげにくいこどもや若者がいることを認識し、そうした脆弱な立場にあるこどもや若者が安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をする。

(5)～(7) (略)

## 2 こども施策の共通の基盤となる取組

(1) (略)

(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図る。

担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進める。こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員などに対するメンタルケアに取り組む。

地域における身近なおとなや若者などボランティアやピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成する。

こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士の連携強化を図る。

(3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化

教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネッ

トワーク」による包括的な支援体制として、地方自治体の教育委員会や福祉部局、学校・園、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童相談所、こども家庭センター、子ども・若者総合相談センター、医療機関（産婦人科、小児科、精神科、歯科等の医療機関及び助産所）、こども・若者や子育て当事者の支援に取り組む民間団体等の連携を図るため、要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会を活用し、その機能を強化し連携させる。各地の協議会間の連携（ネットワークのネットワーク）による全国的な共助体制の構築を図る。

こども家庭センターの全国展開を図るとともに、こども家庭センターと子ども・若者総合相談センター等を連携させ、こども・若者や子育て当事者の相談支援を強化する。

先進的な地方自治体の取組も参考に、住民に身近な地方自治体において、個々のこども・若者や家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこども・若者や家庭を早期に把握し、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型支援を届けることができる取組を推進する。

地方自治体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関について実態把握や事例の周知を行う。

(4)・(5) (略)

3 (略)

第5 (略)

(参考) こども・若者や子育て当事者を取り巻く現状

これまで、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく各大綱により、政府を挙げて、各般の施策の充実に取り組まれてきた。

例えば、消費税の引上げにより確保した財源などをこどもや若者への支援の充実に投入し、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などの取組が進められ、待機児童は一部の地域を除きほぼ解消に向かうなど、一定の成果を挙げた。これらにより、家族関係社会支出の対GDP比は、平成25年度の1.13%から令和3年度には2.46%まで上昇した。

また、こどもの権利擁護のための児童虐待防止対策の強化、市町村及び児童相談所の体制強化、社会的養護における里親等委託の推進、家庭や養育環境の支援の強化を行う児童福祉法等の改正、いじめ防止対策推進法に基づく未然防止・早期発見・早期対応の取組やSNS等を活用した相談体制の整備など、困難な状況にあるこどもや若者、子育て当事者への支援についても、充実が図られてきた。

一方で、相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は11.5%となっており、特にひとり親家庭は44.5%と高くなっている。令和3年度には、児童虐待の相談対応件数や小・中学校

における不登校、いわゆるネットいじめの件数が過去最多となっている。いじめの重大事態は705件発生している。令和4年には大変痛ましいことに約800人もの10歳から19歳の子ども・若者が自殺しており、10代の死因の最多は自殺となっている。SNSに起因する事犯の被害にあった子どもの数も高い水準で推移している。

さらにこの数年は、コロナ禍が追い打ちをかけるように、友達との繋がりの希薄化、集団活動や自然体験活動の減少などをもたらした。子どもや若者、家庭をめぐる様々な課題がコロナ禍により更に深刻化しており、その影響が長く続くことが懸念される。

我が国の子ども・若者の自己肯定感や幸福感は低く、内閣府の調査によれば、「自分自身に満足している」子ども・若者の割合は半数を下回り諸外国と比べて低い状況にある。我が国の子どもが、38か国中、身体的健康は1位だが、精神的幸福度は37位となっている国連児童基金の調査もある。

多様な指標を参照しつつ、日本社会に根差した子ども・若者のウェルビーイングの向上を図っていくことが求められている。

SDGs（持続可能な開発目標）は、令和12年（2030年）までに、持続可能でより良い世界を目指す国際目標であり、我が国もコミットしている。17の目標はいずれも、子ども・若者に深く関係し、子ども・若者自身も、SDGs推進の担い手として育ち、積極的に関与することが期待されている。

出生数の減少は予測を上回る速度で進行し、人口減少に歯止めがかかっていない。令和4年の出生数は77万747人で、統計開始以来、最少の数字となり、合計特殊出生率は1.26と過去最低となった。少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、国際社会における存在感を失うおそれもある。若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点である。

少子化の主な原因は、未婚化と晩婚化・晩産化（若い世代での未婚率の上昇や、初婚年齢の上昇）、有配偶出生率の低下である。特に未婚化と晩婚化・晩産化の影響が大きいと言われており、その主な要因は、若い世代の低い所得と不安定な雇用環境、出会いの機会の減少である。若い世代の8割を超す未婚男女がいずれ結婚することを希望しており、また、夫婦は2人以上の子どもを育てることを理想としているが、若い世代が結婚や子育ての将来展望を描けず、こうした希望や理想がかなわない状況にある。

子育て当事者にとっては、子どもの成長や子育てをめぐる状況が厳しく、負担や不安、孤立感が高まっている。子育てしづらい社会環境や、根強い固定的な性別役割分担意識等を背景とした仕事と子育てを両立しにくい職場環境がある。さらには、子育ての経済的・精神的負担感が存在する。

若い世代が将来に明るい希望をもてる社会を作らない限り、少子化トレンドの反転はかなわない。